

議第149号

令和4年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 20,722,593	千円 1,794	千円 20,724,387
	1 営業費用	19,976,860	1,794	19,978,654

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,253,500千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,060,900千円、当年度分損益勘定留保資金 1,049,285千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 143,315千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 9,636,400	千円 1,900	千円 9,638,300
	1 企業債	2,702,700	1,900	2,704,600

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 11,889,900	千円 1,900	千円 11,891,800
	1 建設改良費	8,148,682	1,900	8,150,582

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
流域下水道建設事業費	千円 2,039,600	千円 2,041,500
計	2,702,700	2,704,600

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 508,972	千円 3,694	千円 512,666

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造